

# 第14回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年7月31日（水曜日） 開始 14:00 終了 15:30

会 場 串間市役所3階大会議室

## 出席農業委員 12名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 （4番欠番）  
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫  
3番 田中 達成 12番 野邊 康徳 20番 島田 正弘  
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

## 欠席農業委員 1名 25番 廣見 安彦

## 出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸  
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博  
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎  
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

## 欠席推進委員 0名

## 議事録署名委員 6番 牧野 菜那、20番 島田 正弘

議事日程	第1	報告	農地法第18条第6項の規定による届出について
	第2	議案第92号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3	議案第93号	農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
	第4	議案第94号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第5	議案第95号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第6	議案第96号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
	第7	議案第97号	農用地利用集積等促進計画の要請について（所有権移転）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一  
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第14回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、25番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

**議事録署名委員の指名**

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

6番 牧野 菜那 委員

20番 島田 正弘 委員 をお願いします。

**報告：農地法第18条第6項の規定による届出について**

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、賃借人の申出、農地売却のためが解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

**議案第92号：農地法第4条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第92号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第92号、農地法第4条の規定による許可申請は、申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件で

事務局

ございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、4ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、13番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

13番委員

議案第92号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番と2番の2件でございます。まず、1番については、申請人は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから植林に至っており、今後も山林として管理したく始末書添付で申請されています。申請地図面の1ページから3ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水については、自然浸透で問題ありません。次に、2番についても、申請人は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから植林に至っており、今後も山林として管理したく始末書添付で申請されています。申請地図面の5ページから7ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水については、自然浸透で問題ありません。以上、申請番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番について、27番委員より説明をお願ひします。

27番委員

議案第92号、農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号3番の1件を説明します。3番については、申請人は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから植林に至っており、今後も山林として管理したく始末書添付で申請されています。申請地図面の9ページから11ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号3番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請3件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請3件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第92号、申請3件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第93号：農地法第5条許可後の事業計画変更申請に対する意見について**

議長（1番）

次に議案第93号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に入りますが、議案第94号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、申請番号2番は関連事案でありますので併せて審議を行います。  
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第93号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請、申請番号1番について説明します。  
事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、6ページにあります事業計画の変更承認要件aからfまでの要件をすべて満たしていると思われます。次に関連事案である議案第94号、申請番号2番は8ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、2番委員より議案第93号、申請番号1番、並びに議案第94号、申請2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員

議案第93号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請、申請番号1番と議案第94号、農地法第5条の規定による許可申請、申請番号2番の2件は関連していますので併せて報告します。この2件については、被承継者は住宅を建築するため、当該地を父から受贈したが、家庭環境の変化により住宅建築が困難になったことから売却し、承継者は現在家族3人で自衛隊官舎に居住していますが、申間に永住したく一般個人住宅敷地として利用する計画です。被承継者については、旧所有者である父が他界されているため返還できず、また、非農家であることから農地として効率的に利用されることはありません。次に、許可目的の達成が困難になったことが被承継者の重大な過失によるものとは認められず、承継者の事業は被承継者の事業同様、

2 番委員

一般個人住宅の建築であるため、同程度と認められます。次に、申請地図面の 13 ページから 16 ページをお開きください。申請地の北側・東側・西側は宅地、南側は市道であり隣接する農地はなく、周囲にはブロック塀が設置され、出入口はコンクリート舗装をするため、土砂流出等の影響はないと思われます。また、生活雑排水は市下水道管に流し、雨水は、市道側溝へ流す計画であり問題ありません。以上、議案第 93 号、申請番号 1 番と議案第 94 号、申請番号 2 番の 2 件について調査しましたが、事業計画の変更承認要件をすべて満たしており、農地法第 5 条第 2 項各号に該当していないため、すべてが許可要件を満たしていると思われます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 93 号、申請番号 1 番、並びに議案第 94 号、申請番号 2 番について質疑入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 93 号、申請番号 1 番、並びに議案第 94 号、申請番号 2 番を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 93 号、申請番号 1 番、並びに議案第 94 号、申請番号 2 番は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

#### **議案第 94 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について**

議長（1 番）

次に議案第 94 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、先ほど審議しました申請番号 2 番の 1 件を除く、申請番号 1 番と 3 番の 2 件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 94 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、先ほどご審議いただきました申請番号 2 番の 1 件を除く、申請番号 1 番の所有権移転と 3 番の賃貸借権の設定に関する 2 件であります。まず、申請番号 1 番の農地区分は、8 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの集団的に存在する農地又は良好な営農

事務局

条件を備えている農地である「第1種農地」に該当します。しかし、申請地は、市役所の周囲おおむね五百メートル以内に位置しているため、宮崎県と協議した結果、農地法第5条第2項第1号ロ(2)及び施行規則第45条第2号に規定する、市街地化が見込まれる区域内にある農地として判断された第2種農地であることを申し添えます。次に、申請番号3番の農地区分は、農振農用地内ではありますが、一時的な利用目的を達成する上で必要と認められ、また、令和6年7月17日付けで申間市長より支障がないとの意見書が提出されていますので、農地法施行令第11条第1項第1号のイ及びロの不許可の例外規定に該当しています。以上、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号1番と3番の2件につきましては、8ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第7号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長(1番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、5番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

5番委員

議案第94号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番については、受人は家族4人で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の17ページから21ページをご覧ください。申請地に隣接する農地がありますが、周囲にブロック塀を設置するため土砂流出等の影響はないと思われます。また、生活雑排水は浄化槽を通し、雨水は枡を設置して排水管に接続し水路に放流する計画であり問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく願ひします。

議長(1番)

次の3番は、私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

( 会長代理(2番)へ議長交代 )

議長(2番)

会長より議長を交代します。

それでは申請番号3番について、1番委員より説明をお願いします。

1番委員

議案第94号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の賃貸借権の

1 番委員

設定に関する 1 件でございます。この 3 番については、受人は林業を営んでおり、申請地近隣の山林より杉を伐採し搬出するため、申請地を木材集積場として 3 年間一時転用して利用したく申請されたものです。申請地図面の 2 3 ページから 2 6 ページをお開きください。申請地の北側に農地がありますが、隣接地と 3 m の間隔を置いて鉄板を敷き、雨水も自然浸透で問題ないため土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号 3 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（2 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号 1 番と 3 番の 2 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（2 番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号 1 番と 3 番の 2 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（2 番）

異議なしということですので、議案第 9 4 号、申請番号 1 番と 3 番の 2 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

会長へ議長を交代します。

（ 会長（1 番）へ議長交代 ）

### **市長部提案**

議長（1 番）

会長代理より議長を交代します。

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に、事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和 6 年 7 月分につきましては、串間市長より令和 6 年 7 月 1 7 日付で、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8

事務局

条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第95号、所有権移転が2件、面積が5,414㎡。議案第96号、利用権設定が16件、面積が19,603㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それでは、ただいまから市の提案について審議に入ります。

**議案第95号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）**

議長（1番）

議案第95号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を議題としますが、議案第96号、申請番号6番は、申請番号1番の関連事案でありますので併せて審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第95号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件と、議案第96号、利用権設定分、申請番号6番は、申請番号1番と関連事案でありますので併せて説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、10ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より議案第95号、申請番号1番、並びに議案第96号、申請番号6番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第95号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と議案第96号、利用権設定分、申請番号6番の2件は、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業一時貸付タイプでありますので一括して報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番について、16番委員より説明をお願いします。



16番委員

議案第95号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第95号、申請番号1番と2番の2件、並びに議案第96号、申請番号6番について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第95号、申請番号1番と2番の2件、並びに議案第96号、申請番号6番を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第95号、申請番号1番と2番の2件、並びに議案第96号、申請番号6番は承認し、市へ通知いたします。

**議案第96号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）**

議長（1番）

次に議案第96号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、3番委員と22番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（3番委員、22番委員 退室）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第９６号、申請番号１番から５番と１５番の６件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１番から５番と１５番の６件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請６件は、１０ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、８番委員より申請番号１番から５番の５件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

８番委員

議案第９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号１番から５番の５件を報告します。この５件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）

次に１５番について、２０番委員より説明をお願いします。

２０番委員

議案第９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１５番の１件を報告します。この１件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号１番から５番と１５番の６件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（１番）

議案第９６号、申請番号１番から５番と１５番の６件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第９６号、申請番号１番から５番と１５番の６件は承認し、市へ通知いたします。

暫時休憩します。

（ ３番委員、２２番委員 入室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、申請番号７番から１４番と１６番の９件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号７番から１４番と１６番の９件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請９件は、１０ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１５番委員より申請番号７番から１４番の８件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１５番委員

議案第９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号７番から１４番の８件を報告します。この８件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）

次に１６番について、２２番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第96号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号16番の1件を報告します。この1件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号7番から14番と16番の9件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第96号、申請番号7番から14番と16番の9件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第96号、申請番号7番から14番と16番の9件は承認し、市へ通知いたします。

#### 議案第97号：農用地利用集積等促進計画の要請について（所有権移転分）

議長（1番）

次に議案第97号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第97号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転は申請番号1番と2番の2件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、18ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（１番）

ただいまの説明に対しまして、１５番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１５番委員

議案第９７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転分、申請番号１番と２番の２件を報告します。この２件においては、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業の即売りタイプであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者並びに地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請２件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第９７号、申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第９７号、申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（１番）

以上で、議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第１４回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年7月31日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

6番 牧野 菜那

20番 島田 正弘